

名古屋市告示第422号

道路附属物自動車駐車場の全部の供用の休止について

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例（平成21年名古屋市条例第52号）第 7 条第 1項の規定により、次のとおり自動車駐車場の全部の供用を休止します。

令和 8年10月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 自動車駐車場の名称

名古屋市吹上駐車場

2 自動車駐車場の全部の供用を休止する日

令和 8年11月 2日（月）

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課